

# 岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」（以下「第三者評価」という。）に関する基本的な事項を定めるとともに、第三者評価を推進することにより、福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資することを目的とする。

## (推進組織の設置)

第2条 前条の目的を達成するための推進組織（以下、「推進組織」という。）は岩手県とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等

(2) 第三者評価

事業者が行う社会福祉事業の福祉サービスの質について、県の認証を受けた第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価

(3) 評価機関

県の認証を得て、この要綱に基づき福祉サービスの質について評価を行う公正・中立な第三者機関

(4) 評価業務

事業者が行う福祉サービスについて、評価機関が書面調査及び訪問調査等の手法により、評価基準に基づき評価する業務

(5) 評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、かつ評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し評価業務を行うもの

## (業務)

第4条 県は第三者評価事業の推進のため、以下の業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証・取消に関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他、第三者評価事業の推進に関すること。

(委員会の設置)

第5条 県は、第三者評価の公正・中立性及び専門性を確保し、第三者評価事業の具体的な実施内容を検討するため、「岩手県福祉サービス第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）」及び「岩手県福祉サービス第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）」を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

2 認証委員会及び基準等委員会に関する事項については、別に定める。

(第三者評価機関の認証)

第6条 県は、評価機関として認証を受けようとする法人の代表者からの申請を受け、別に定める認証要件に基づく審査を行い、要件を満たす場合には認証を行う。

(第三者評価基準及び評価の方法)

第7条 県は、評価機関が適切に評価業務を実施し、また第三者評価事業を統一かつ効果的に実施するため、評価の基準及び方法を定める。

(第三者評価結果の取扱い)

第8条 県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準を作成するとともに、これに基づき評価結果を公表し、利用者の適切なサービス選択を実現するよう努めるものとする。

(評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修)

第9条 県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者の養成とその資質の向上を図るため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修のカリキュラムを作成するとともに研修を実施する。

2 前号の研修の講師は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

(第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発)

第10条 県は、第三者評価事業に関する事項及び認証した評価機関に関する事項について情報公開を行うものとする。

2 県は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

3 県は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

(第三者評価事業に関する苦情等への対応)

第11条 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

(事業実施状況等の報告)

第 12 条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに、県に対して事業の実施状況等を報告する。

(事務局)

第 13 条 事業の円滑な運営を図るため、推進組織の事務局を保健福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 8 月 23 日から施行する。